

高 圧 電 力 A S - T O U

(主契約料金表)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧電力AS-TOU料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧電力AS-TOUといたします。

3 適用範囲

高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として 500 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、契約電力が原則として 500 キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

なお、この料金表から他の料金表に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (1) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- (2) 使用する電灯または小型機器について当社が定める電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の供給約款によります。）16（従量電灯）(1)ハまたは(2)ニを適用した場合の最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について供給約款 19（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までといたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) この料金表の契約種別を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

7 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続きお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大

需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

(3) (1)で算定された値が零となる場合の契約電力は 1 キロワットといたします。

8 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 重負荷時間

夏季の毎日 10 時から 17 時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(2) 昼間時間

夏季の毎日 8 時から 10 時までおよび 17 時から 22 時までの時間ならびにその他季の毎日 8 時から 22 時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(3) 夜間時間

別表（休日等）に定める日以外の毎日 0 時から 8 時までおよび 22 時から翌日の 0 時までの時間ならびに別表（休日等）に定める日の 0 時から翌日の 0 時までの時間をいいます。

9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2026 年 11 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,500 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,500 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,079 円 00 銭
-----------------	---------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 重負荷時間

1 キロワット時につき	19 円 03 銭
-------------	------------------

ロ 昼間時間

1 キロワット時につき	19 円 03 銭
-------------	------------------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	16 円 87 銭
-------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

10 使用電力量の算定

使用電力量は、原則として各時間帯別に算定いたします。この場合、それぞれの使用電力量は、供給条件 17（使用電力量の算定等）に準じて算定するものといたします。

11 その他

(1) 契約電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力が 500 キロワット以上の需要に適用される契約種別に協議によってすみやかに変更していただくこととし、それまでの間の電気料金その他の供給条件については、引き続き供給条件およびこの料金表によります。

(2) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

休 日 等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。